

第4編

原子力災害対策編

◆第2章 原子力災害予防計画

第1節 初動体制の整備

全 部

災害情報の迅速かつ的確な収集・連絡の重要性に鑑み、原子力発電所等における異常事態等に関する情報収集・連絡体制の整備・充実に努め、災害時における初動体制の整備を図る。

1 情報の収集・連絡体制の整備

- (1) 市は、平常時から県と連携し、原子力防災に関する情報の交換に努める。
- (2) 市は、災害情報の迅速かつ的確な収集・連絡の重要性に鑑み、これに当たる要員をあらかじめ指定しておく。また、夜間・休日等の場合にも対応できるよう、連絡責任者、連絡先や優先順位等についてあらかじめ明確にしておく。

2 情報の分析整理

(1) 原子力防災関連情報等の収集・蓄積と利用の促進

市は、平常時から原子力防災関連情報、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料等の収集・蓄積に努め、必要に応じて更新する。

また、これらの情報については、防災関係機関の利用が円滑に促進されるよう、情報のデータベース化等に努める。

(2) 人材の育成・確保

市は、平常時から収集した情報を的確に分析・整理するため、防災業務関係職員等人材の育成・確保に努める。また、収集した情報の分析・整理に当たり、必要に応じ、県等からの支援や、専門家からの助言を受けるための体制を整備する。

3 通信手段の確保等

(1) 通信連絡網等の整備

市は、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力事業者からの状況報告や、県をはじめとする防災関係機関との連絡が迅速かつ正確に行われるよう、緊急時における通信連絡網等の整備に努める。

(2) 複合災害への備え

市は、市防災情報伝達システム等の整備・拡充を図るとともに、複合災害の場合も想定して、システムの機能が損なわれないよう、複数の連絡手段を確保するなどの対策を講ずる。

第2節 市民等への情報伝達体制の整備

総合政策部（総合政策課） 市民生活部（安全安心課）

災害時における情報について、市民等に対して正確・迅速に伝達できる体制を整備するとともに、屋内退避、飲食物の摂取制限、安定ヨウ素剤の服用等提供すべき情報について、災害対応の段階等に応じた具体的な内容を整理しておく。

1 情報伝達体制の整備

市は、市防災情報伝達システム、広報車、市ホームページ等様々な広報媒体を活用し、迅速かつ確実に情報が伝達されるよう、広報体制の整備を図る。

2 要配慮者等への情報伝達

市は、消防本部や自主防災組織、自治会、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア等と連携し、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障がい者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等の情報伝達において困難が予想される要配慮者及び一時滞在者への情報伝達について支援するなど、市民等の協力を得ながら円滑かつ確実に行われる体制を整備するよう努める。

3 相談窓口の設置

市は、県及び消防本部等と連携し、市民等からの問い合わせに対応する市民相談窓口の設置等について、その方法、体制等についてあらかじめ定める。

4 情報提供項目

市は、県と連携し、特定事象発生後の経過等に応じて、市民等に伝達すべき情報の項目について整理する。

第3節 避難活動体制等の整備

市民生活部（安全安心課・市民課）

モニタリング結果や分析データを踏まえ、市民の生命及び身体を原子力災害から保護するため、退避等に関する指標、退避等を指示した場合の対応等について定め、屋内退避等を迅速に決定・実施するための体制を確保することにより、市民の安全確保を図る。

1 避難体制等の整備

(1) 屋内退避及び避難誘導計画の策定

市は、県の支援を得て、屋内退避及び避難誘導計画を策定する。なお、計画策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の要配慮者利用施設の入院患者、入所者をはじめ要配慮者の避難について、十分配慮する。

(2) 避難所の指定等

ア 避難所の設置及び資機材の整備

市は、学校、公民館等の公共的施設の指定、民間の社会福祉施設との協定等により、あらかじめ避難所及び福祉避難所の設置予定施設（資料9-1・9-2）を指定しておくとともに、避難所に整備すべき資機材等の整備に努める。

イ 避難誘導用資機材

市は、市民等の避難誘導に必要な資機材の整備に努める。

(3) 避難所、避難方法等の周知

市は、避難所、避難方法、屋内退避の方法及び避難者を受け入れる避難所、避難方法について、日頃から市民への周知徹底に努める。

(4) 安定ヨウ素剤の配布体制の整備

本県における防護措置は屋内退避を基本とするが、UPZ外においてOILに基づく避難や一時移転を実施することに至る場合に備え、国が安定ヨウ素剤の備蓄を行うこととしているため、県及び市は、必要に応じて配布体制の整備を検討する。

2 避難指示の判断

(1) 避難等の判断基準等

緊急時モニタリング結果などにより、空間放射線量率等が次の基準により一定のレベルを超えるような場合には、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から市長等に対し、OILに基づき避難等の指示が発出される。

避難等の基準

| | 基準の種類 | 基準の概要 | 初期設定値 | 防護措置の概要 |
|-----|-------|--|-----------------------------------|----------------------------|
| 緊急防 | OIL1 | 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく | 500 μ Sv/h（地上1mで計測した場合の空間放射線量 | 数時間を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難 |

| 護 措 置 | | 影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準 | 率) | なものの一時屋内退避を含む。) |
|----------------------------|---------|---|-------------------------------------|--|
| 早 期 防 護 措 置 | O I L 2 | 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準 | 20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) | 1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施 |

(2) 屋内退避

大気を拡散してきた放射性物質からの被ばくを低減するためには、放射性物質からできるだけ遠ざかることが最も効果的であるが、避難等に伴う混乱の発生のおそれ等を考慮すれば、簡便な防護対策として屋内退避が有効である。

UPZ外における防護措置については、自宅内への屋内退避が中心であり、原子力施設の状態や放射性物質の放出状況等に応じて本県に屋内退避エリアが拡張され、国の原子力災害対策本部が屋内退避を実施するよう指示する。

国の指示を受けた県及び市は、緊急時における実効性を考慮して、屋内退避指示エリアを含む行政区単位で屋内退避を実施するよう住民等に指示する。

また、プルームが通過した後、モニタリング結果などを参考に、国等と連携して迅速かつ適切な時期の屋内退避解除に努める。

県及び市は、これらの指示を実行するための伝達方法等について整備する。

3 警戒区域設定の判断基準

原子力発電所等における事故に対し、人命若しくは身体に危険が生じる又は生じるおそれがある場合、市長は、原災法及び災対法に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して立入制限等を行うこととなる。警戒区域は、事態の規模、風向き等を考慮し、放出源からの一定距離の範囲で設定される。

東京電力福島第一原子力発電所事故においては、従来のEPZの範囲を超えて、半径20km圏内に設定されたことから、今後、原子力緊急事態が発生し、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から指示があった場合、市は警戒区域を設定するための体制を整備するとともに、警戒区域を設定した際の県警察、消防本部等との連携・協力体制についても検討しておく。

4 要配慮者等への対応

市は、要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導するため、平常時から消防団や民生委員・児童委員、周辺住民、自主防災組織、自治会等の協力を得ながら、これらの者に係る避難支援計画等を整備するとともに、作成後も登録者及び計画の内容を適宜更新することにより、実情に応じた実態把握に努める。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については、十分配慮する。

第4節 モニタリング体制の整備

総合政策部（総合政策課） 市民生活部（安全安心課・環境課）

緊急時における原子力発電所等からの放射性物質又は放射線の放出による市内の環境への影響を把握するため、平常時から環境放射線モニタリングを実施するなど、あらかじめ必要な体制を整備する。

1 モニタリング体制の整備

(1) 体制の整備

- ア 市は、平常時・緊急時における市内の環境に対する放射性物質又は放射線の影響を把握するため、空間放射線測定機器等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努める。
- イ 市は、市が保有する測定機器を用いて、下野市庁舎、市内の小中学校及び保育園等の空間放射線量を測定し、その結果を市ホームページ等において公表する。

(2) 要員の確保・育成等

- ア 市は、緊急時の空間放射線測定等を迅速かつ円滑に実施するための組織を整備し、要員及びその役割等をあらかじめ定めておくとともに、必要な要員を育成する。
- イ 市は、測定結果について判断することが困難な場合に備え、県及び専門家等に要請するための体制を整備する。

2 県及び関係機関との協力体制の整備

市は、緊急時の環境放射線モニタリングに関し、平常時から県及び関係機関と緊密な連携を図り、協力体制を整備する。

第5節 市民等の健康対策

健康福祉部（健康増進課）

市民の健康等を保持するため、資機材等を整備するとともに、初期被ばく医療を中心とした医療体制を整備する。

1 資機材の整備等

(1) 活動用資機材の整備

市は、県及び関係機関等と連携し、スクリーニング、人体への除染等を実施するために必要な資機材の整備に努める。

(2) 医療活動用資機材及び緊急被ばく医療活動体制等の整備

市は、県及び関係機関等と連携し、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努める。

また、緊急被ばく医療体制についての資料を収集、整理しておく。

(3) 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

市は、県及び関係機関等と連携し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備、維持管理する。

また、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時から県、原子力事業者等と相互に密接な情報交換を行う。

2 被ばく医療体制の整備

(1) 体制の整備

市は、県及び関係機関と連携して、避難所に設置する医療救護所等において、住民や防災業務関係者等を対象とした放射性物質による表面汚染の検査（放射線サーベイ検査）、汚染の程度に応じた拭き取り等の簡易な除染、医療救護及び健康管理等を実施する体制を整備する。

(2) 関係機関の協力の確保

ア 関係機関は、原子力災害時における迅速かつ的確な医療を確保するため、緊急被ばく医療等の実施に必要な要員及び医薬品等の資機材の整備・提供に協力する。

イ 救急医療を担う医療機関は、一般傷病者等の受入れに関して協力する。

(3) 安定ヨウ素剤の投与体制の確立

ア 市は、県と連携して、安定ヨウ素剤の迅速かつ適切な配布・服用を行うため、緊急時の手順や体制を整備する。

イ 市は、国の原子力災害対策本部等から安定ヨウ素剤の服用の指示があった場合に、関係機関と連携し、市民等に対し確実に配布、服用等ができるよう、体制を整備する。

※ 初期被ばく医療、安定ヨウ素剤の投与体制等については、指針に基づく栃木県地域防災計画の改訂内容に基づき、規定する予定である。

第6節 農林水産物・加工食品等の安全性確保体制の整備

産業振興部（農政課・商工観光課）

事故発生時における放射性物質を含む食品等の摂取に伴う市民の内部被ばくを防止するため、平常時から農林水産物や飲料水等の飲食や出荷を制限する体制を整備する。

1 検査体制の整備

東京電力福島第一原子力発電所事故においては、広範な地域で原乳、野菜類、水産物などの出荷制限措置が講じられた。県内においても、野菜類、茶、牛肉、林産物等の出荷制限の指示がなされたほか、出荷自粛等を行った。

市は、県と連携して、事故発生時における農林水産物や加工食品、飲料水、工業製品等の安全性を確保するため、日頃から関係職員が原子力災害に関する幅広い知識を習得しておくとともに、県が実施する検査体制等について把握・理解しておく。

第7節 児童生徒等の安全対策

健康福祉部（こども福祉課） 教育委員会（教育総務課・学校教育課）

児童生徒等に対し、放射線に関する普及、啓発活動等防災に関する教育の充実に努めるとともに、原子力災害発生時に、迅速かつ適切に対応できるよう、県及び学校長等と連携し、防災体制を整備する。

1 原子力防災体制の整備

(1) 学校等の対策

保育園、幼稚園、小・中学校等（以下「学校等」という。）は、原子力災害に備え、児童生徒及び教職員等の安全を確保するため、次の対策を実施する。

ア 学校等における原子力防災計画の作成など、原子力防災体制の整備に努める。

イ 学校等における緊急連絡体制、保護者や医療機関との緊急連絡体制の整備、屋内退避時における教職員等の役割分担を平素から明確にしておく。

ウ 原子力災害時の対応における教職員等の共通理解を図り、児童生徒及び教職員等の安全確保に万全を期することが重要であるため、地域の実情等を踏まえ、学校等ごとに対応マニュアル等を作成し、保護者及び関係者への周知に努める。

(2) 市の対策

市は、県の協力を得て、学校等が計画等を策定する際には、情報提供など必要な支援を行う。

第8節 緊急輸送体制の整備

総務部（契約検査課） 建設水道
部（建設課）

原子力災害発生時に、必要な人員、資機材、物資等を迅速かつ確実に輸送するための体制を整備する。

1 緊急輸送体制の整備

原子力災害が発生した際、災害応急対策を早急に実施するためには、要員、緊急物資、防災用資機材等を必要とする地域や避難所に速やかに輸送する必要がある。

市は、県と連携して、緊急時における輸送手段、経路等をあらかじめ把握・確保しておくとともに、事故の長期化や広域化のほか、緊急的な事態にも迅速・適切に対応できる体制を整備する。

また、事故状況や対策区域の設定によっては、物流が停滞する可能性があることから、特に緊急車両などの燃料については各種対策に支障が生じることのないよう十分な量が確保できる体制の整備に努める。

第9節 市民等に対する普及・啓発活動

市民生活部（安全安心課）

災害時において、市民や職員等が適切な行動等をとることが可能となるよう、様々な手段により放射線等に関する知識の普及・啓発のための活動を実施する。

1 市民等に対する普及・啓発

市は、県、原子力事業者等と協力して、市民等に対し、原子力防災に関する知識の普及のため、次に掲げる事項のほか、必要な事項について普及啓発活動を実施する。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性
- (2) 原子力発電所等の概要
- (3) 避難等施設の位置
- (4) 原子力災害とその特性
- (5) 放射線による健康への影響及び放射線防護
- (6) 市域の平常時における環境放射線の状況
- (7) 緊急時に市、県及び国等が講じる対策の内容
- (8) 屋内退避・避難
- (9) 安定ヨウ素剤の服用
- (10) 放射性物質による汚染の除去

2 原子力防災業務に携わる職員に対する研修等

市は、原子力防災業務の円滑な実施を図るため、関係機関が実施する原子力防災に関する研修の活用に努める。また、必要に応じ、県及び関係機関と連携して、次に掲げる事項等について、職員に対する研修を実施する。

- (1) 原子力防災体制及び組織
- (2) 原子力発電所等の概要
- (3) 原子力災害とその特性
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護
- (5) 放射線の測定方法並びに測定機器等防護対策上の諸設備
- (6) 緊急時に、市、県及び国等が講じる対策の内容
- (7) 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項
- (8) その他緊急時の対応に関すること

第10節 防災訓練の実施

市民生活部（安全安心課）

原子力災害に対応するため訓練計画を策定し、訓練等を実施することにより、関係機関との連携、職員の責任の範囲の確認、機器等の習熟等を促進する。

1 訓練計画の策定及び実施

- (1) 市は、県、消防機関、原子力事業者等と連携し、国、専門家等の支援のもと、総合訓練のほか、次に掲げる防災活動について計画を策定し、訓練を実施する。
 - ア 災害警戒本部・災害対策本部の設置・運営訓練
 - イ 緊急時通信連絡訓練
 - ウ 緊急時のモニタリング訓練
 - エ 市民等に対する情報伝達訓練
- (2) 市は、訓練の実施に当たっては、自治会、市民等を含め様々な組織の参加を得て、効果的な訓練になるよう努める。
- (3) 市は、訓練結果の評価を行い、次回の訓練内容や地域防災計画等へ反映させる。